

平成24年度

【上田市版市民参加・公開型行政評価】

「市民による事業評価」

テーマ別事業概要書

テーマ「**高齢者施策**」



平成25年2月12日(火)

上 田 市

1 高齢者の現状

(1) 高齢化の進展

すでに超高齢社会を迎えている中で、団塊の世代が平成27年までに高齢者の仲間入りをし、ますます高齢化が進展します。高齢化とともに核家族化も進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらに、要介護認定者が増加しています。要介護認定者のおよそ6割の方になんらかの認知症状が認められる状況にあり、高齢者の増加とあいまって、認知症高齢者の増加が予想されています。

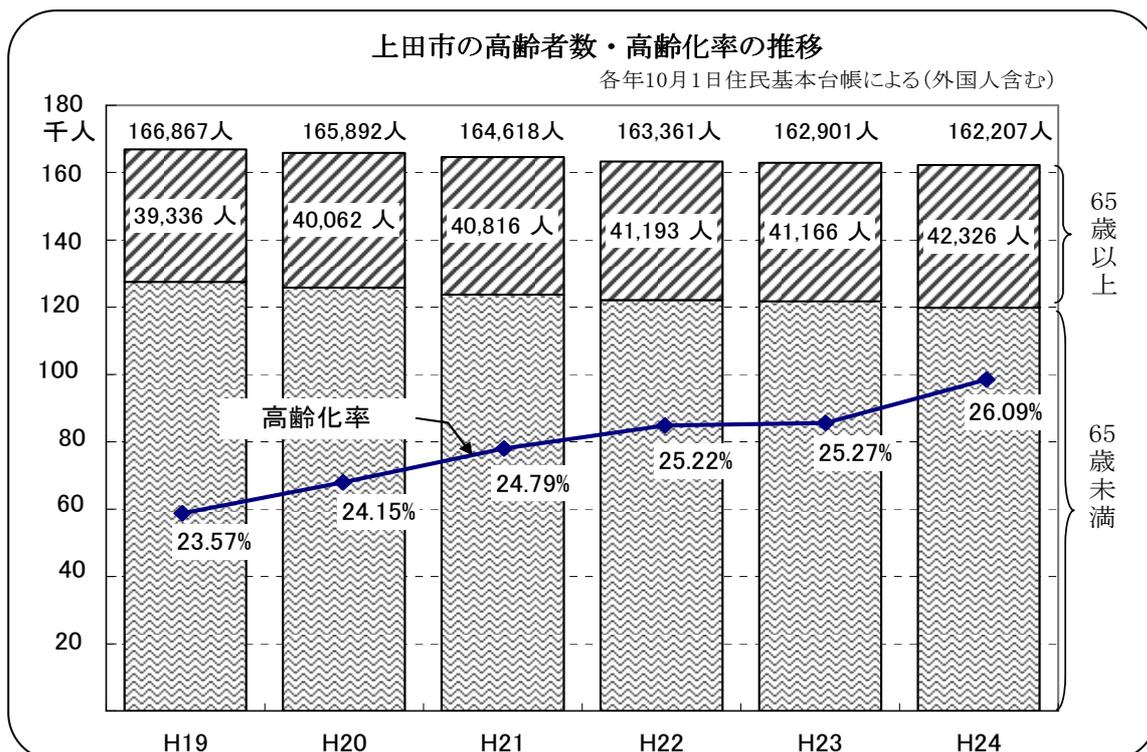
(2) 特別養護老人ホームへの入所希望者の増加

毎年度末の県調査では、特別養護老人ホームへの入所希望が年々増えており、上田市では、平成23年度末現在1,530人で、特にそのうち在宅でかつ要介護4、5の方が437人おられます。

(3) 高齢者等実態調査結果から

第5期高齢者福祉総合計画（計画期間 平成24～26年度）を策定するにあたり、平成22年12月に実施した「高齢者等実態調査」によると、在宅の要介護認定者のうち、62.9%は在宅生活を希望し、施設入所を希望するかたは17.2%にとどまっています。

また、「元気高齢者」は、介護が必要となった場合でも、68.3%が自宅に住みながら介護サービスを利用することを望んでおり、施設入所を希望するかたは13.2%にとどまっています。



2 高齢者福祉の課題

(1) 生きがいつくりの推進

高齢者が介護予防を含め健康づくりや生きがいつくりに関心を持ち、自主的に取り組むことができるような支援とともに、高齢者の知識や経験を社会や地域に生かし、地域づくりの主役となることで、個々の高齢者が生きがいや役割を見出すことができるような支援も必要とされています。

(2) 可能な限り住み慣れた地域で生活できる仕組みづくり

高齢者の住み慣れた地域での安心かつ自立した生活を支えるためには、介護保険サービスを中核としながら、それを補完するためのきめ細かな援助も必要となります。

ひとり暮らしの方、高齢者のみで暮らしている方、介護保険サービスを利用するほどではないが多少の援助があれば自立生活を送ることができる方、要介護認定を受けているが介護保険サービスだけでは生活上の課題に対応できない方、住宅環境が整っていない方等、個々の身体や生活の状況、環境に応じた対応が求められます。

(3) 介護予防の推進

要介護・要支援状態に「なる前」と「なった後」の介護予防を一貫して行う予防重視型システムを確立し、高齢者の状態や意向に応じて切れ目のない介護予防事業を推進することが求められています。

(4) 認知症支援策の充実

認知症の方は、環境の変化に弱いという特徴があるため、なじみの地域で暮らし続けられるような配慮が必要です。地域の実情に応じて認知症の方やその家族の方などに対する支援を効果的に行うことが必要です。

(5) 権利擁護

高齢者が自立して生活できるように、サービスの供給体制も措置から契約へと自己決定権の拡充が図られています。そうした中で、判断能力の低下した人に対する支援体制の構築や、高齢者虐待等を防止する権利擁護の推進が必要です。

(6) 圏域ごとの介護保険施設整備

住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスの基盤整備が必要です。

3 高齢者福祉の取組状況

高齢者福祉とは、高齢者一人ひとりの心身の状態や生活に対応した多様な在宅及び施設福祉サービスを、必要に応じて提供していくことにより、高齢者の自立を促し、生きがいを支援し、住み慣れた地域での暮らしを支えていくことです。

上田市では、高齢者がいつまでもお元気で、生き生きとした生活を続けてもらうことを目指して、多種多様な高齢者福祉事業を実施しています。

(1) 生きがい施策事業

- ① 老人クラブ支援
- ② 生涯スポーツの推進（シルバースポーツ大会など）
- ③ 生涯学習の推進（高齢者学園）
- ④ 社会参加活動の場の提供（高齢者福祉センターの運営）

(2) 高齢者の生活支援・家族介護者支援

- ① 介護保険を利用していない方のための介護予防（生活支援型ホームヘルプサービス、生きがい対応型デイサービス、生活管理指導短期宿泊事業）
- ② 高齢者のみで暮らしている方への支援（配食サービス、緊急通報装置設置事業、軽度生活援助、日常生活用具給付事業、布団丸洗い乾燥サービス）
- ③ 介護保険を利用している方への支援（高齢者等外出支援サービス、訪問理美容サービス、要援護高齢者等住宅整備事業）
- ④ 介護者支援サービス（紙おむつ等購入費助成、徘徊高齢者家族支援事業、もの忘れ・認知症相談、介護者の会「なのはな」、介護だより「こもれば」発行事業、在宅介護者リフレッシュ事業、家庭介護者慰労金支給事業）
- ⑤ その他（成年後見支援センター、福祉用具貸与・住宅改修支援等）

(3) 介護予防事業

① 一次介護予防事業

活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の向上に向けて実施する事業。

おたっしや教室、介護予防体操、健康相談・健康教室、介護予防サポーター養成講座、生活管理指導短期宿泊事業、生活支援型ホームヘルプサービス、訪問指導

② 二次介護予防事業

健康づくり高齢者（＝要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者）を対象に、生活機能の向上を目指し、要介護・要支援状態になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように実施する事業。

運動器の機能向上、口腔機能の向上、
脳げんき教室（認知症予防・支援）、ステップアップ教室、
訪問型介護予防指導

(4) 認知症支援策

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援を行うことが重要です。このため、上田市では医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を高齢者介護課に配置し、当該推進員を中心として、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を推進しています。

認知症サポーター養成講座、認知症キャラバンメイト、
認知症見守りネットワーク事業、認知症見守り支援QRコード事業、
もの忘れ・認知症相談、やすらぎ支援員派遣事業

(5) 権利擁護事業

高齢者の人権や財産等の権利を守ることは、超高齢社会において重要なことです。今後ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態や、判断能力が低下した場合にも、家族や後見人の支援が必要です。

上田市では、担当課、地域包括支援センターに相談窓口をおき、成年後見支援センターと連携をしながら、これらの制度を柔軟かつ弾力的に利用できるように権利擁護事業を積極的に支援しています。

(6) 施設福祉サービス

- ① 介護保険施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ② 介護保険居宅サービス事業所：通所介護事業所（デイサービス）、通所リハビリテーション事業所（デイケア）、短期入所生活介護事業所（ショートステイ）、短期入所療養介護事業所（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護事業所（介護付有料老人ホーム等）

③ 介護保険地域密着型サービス事業所：認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所）

④ 介護保険サービス以外の施設：養護老人ホーム、高齢者生活支援ハウス、シルバーハウジング、独居高齢者用集合住宅、高齢者福祉センター、小規模ケア施設（宅幼老所）

(7) その他

① 低所得者に対する負担軽減制度（社会福祉法人等による利用者負担額の軽減、高齢者介護保険利用料助成給付事業等）

② 敬老祝金支給事業